

宍粟市立山崎小学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、「夢と自信をもち 楽しく学び 共に生きるささの子の育成」「認め合い 励まし合い 学び合い ふるさと愛」を学校目標に掲げ、経営の基本方針として、

「命」と「人権」を大切にし、心安らぐ居場所を感じる学校

「夢」と「希望」を持ち、支え合い、ともに高め合う子ども

「愛」と「生き方」を語り、教育活動に「創造力」を発揮する教師

をめざし、地域とともに信頼される学校づくりに努めてきた。児童一人一人が安全・安心な学校生活が送れると共に、自己肯定感や有用感を育むことを全教育活動の中で取り組み、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、

①いじめの未然防止を図る

②いじめの早期発見に取り組む

③いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決する

の3点のために、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、家庭・地域との連携のもと、特色ある教育活動を数多く取り入れ、安心・安全で信頼される学校づくりを進めている。

「いじめ」については、家庭・地域の厚い支援を背景に、日々の観察や定期的なアンケートにより、学校生活や家庭生活における児童一人一人の状況を的確に把握し、児童の実態にあった指導に努めている。さらに、毎回の職員会議において行う「ささの子を語る会」で、意見交流や共通理解を図って、職員が一枚岩となるよう努力している。

また、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築して取り組むこととする。

いじめの基本認識

①教職員は、「いじめはどこでも起こりうる問題である」ことを念頭に、日頃から子どもたちが発するサインを見逃さず、問題意識をもち早期発見に努める。

②「いじめは絶対に許されない行為である」ということを、学校生活全般を通して子どもたちに伝え続ける。

③「いじめられたとき」、「いじめを見つけたとき」の対応の仕方を子どもたちに伝えておく。 ※マニュアル参照

④いじめられる子どもの立場にたって考える ※マニュアル参照

⑤根気強く継続的に対応していく。

⑥家庭・地域、関係機関と連携して対応にあたる。 ※マニュアル参照

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」に管理職を含む複数の職員の他、外部人材として専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを入れ、最大限に機能する教育相談体制を確立する。

- 生活指導部
 - ・毎月第1水曜日に開催
 - ・問題行動等の現状について情報交換を行い、対応について共通理解を図る。
(いじめと思われる事象を把握した際は「いじめ問題対策委員会」へつなぐ)
- いじめ問題対策委員会
 - ・定例会：6月、11月、2月に開催
 - ・いじめ事案への対応について協議…対応チームの役割分担を確認
- ささの子を語る会
 - ・毎回の職員会議において「ささの子を語る会」を行い、情報交換や対応の仕方を話し合い、個々の子どもへの対応について共通理解を図る。また、子どもの小さな変化を記録し、未然防止のための記録を残しておく。

(2) 教育相談体制について

- スクールカウンセラーの活用
 - ・毎週火曜日
- 悩み相談（電話対応）の周知

(3) 研修会・学習会について

- PTA学習会の実施
 - ・PTA研修部主催の学習会の実施。
- 校内研修
 - いじめの防止のための取組、早期発見の在り方等教職員の資質能力向上を図る校内研修の実施。

4 いじめの未然防止

「教育活動全体を通して命や人権を大切に作る心と態度を育てる」ことを基本とする。(いじめ対応マニュアル参照)

(1) 学級づくり

- 人間関係づくりや励まし合い助け合う集団づくりを意識的計画的に行う。
- 友だちの良いところを見つけ、伝え合う機会を作る。

(2) 人権や道徳の授業での実践

- 思いやりや感謝の心を育む。
- 社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする。
- 一人一人に自尊感情や自己有用感を育む授業や生活経験を大切にする。

5 いじめの早期発見・早期対応

「児童生徒の小さな変化を敏感に察知し見逃さない体制づくり」や「実態把握に努める」ことを基本とし、以下の取組を行う。(いじめ対応マニュアル参照)

(1) コミュニケーションの充実を図る取組（児童、保護者、地域住民と）

- 日々の関わりの中で児童理解に努める。

- 「日記帳」「道徳ノート」から児童の思いを把握する。
- 家庭と連携を深め、家庭での子どもの実態把握と生活指導の充実に努める。
- 「山崎安全みまもり隊」をはじめ、地域の方々からの情報収集に努める。

(2) アンケート調査による実態把握調査

- 年に二度、「アセス」アンケートを実施し、実態をつかむ。
- 7月、11月、2月にいじめアンケート調査を実施。

6 いじめが起きた場合の対応（別紙 いじめの対応参照）

「いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する」ことを基本とする。（いじめ対応マニュアル参照）

また、児童・保護者の声に耳を傾けること、迅速な対応に努める。

(1) いじめ事案への初期対応

○学校長のリーダーシップのもと「いじめ問題対策委員会」での対応協議

- ・いじめられた児童生徒への支援を最優先に対応を協議
- ・いじめた児童や傍観者からの丁寧な事情聴取
- ・対応チームの編成による組織的な対応（役割の分担と確認）
- ・保護者との連携

(2) いじめの解消に向けた積極的・継続的な対応

○学校や地域、教育委員会、関係機関（専門家等）と連携した対応

- ・保護者への事実の報告と今後の方向性の話し合い
- ・スクールカウンセラーとの協力体制（いじめの加害者、被害者両方）
- ・迅速な情報収集と記録、情報の共有、事実の確認

7 その他の事項

本校は、誰からも信頼される学校をめざし、教育活動を行っている。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、PTA総会をはじめ、学校評議員会、同窓会理事会、学級懇談会、家庭訪問、ホームページや学校新聞などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、保護者や地域を巻き込んだ基本方針となるように、意見を積極的に聴取するように努める。